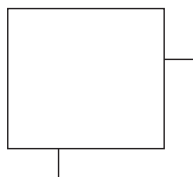


目次

譲渡支援のためのガイドライン

I、本ガイドラインの作成にあたって	3
II、犬及びねこの引取り等について	4
III、動物保護収容施設等における 譲渡動物の飼養管理について	6-9
1、はじめに	
2、飼育環境	
3、健康管理	
4、衛生管理	
5、動物の世話	
IV、譲渡動物の選定について	10-14
1、はじめに	
2、健康状況評価	
3、気質判定・反応行動評価	
(1) 犬	
ア、実施について	
イ、自治体における事例	
ウ、参考	
(2) 猫	
V、譲渡者選定及び適正飼養の支援について	15-22
1、はじめに	
2、譲渡者の選定	
(1) 譲渡希望者の登録 譲渡希望申込用紙	
(2) 譲渡前面接	
(3) 面接後総合判断	
(4) 譲渡前（時）講習会	
ア、適切な飼育管理	
イ、人と動物との共通感染症について	



目次

ウ、犬、猫に関する法律
エ、すでに犬や猫を飼っている方への注意

- (5) マッチング
- (6) 誓約書
- (7) しつけ教室
- (8) 家庭訪問

VI、譲渡動物の選定及び譲渡者選定実施のための
テストマニュアル…………… 23 - 53

子犬の選定

- 1. 成犬譲渡候補の選定
- 2. 子猫の選定
- 3. 成猫譲渡候補の選定
- 4. 譲渡希望者(個人)登録
- 5. 譲渡前面接
- 6. 譲渡前講習会
- 7. お見合い(マッチング)
- 8. 誓約書
- 9. 譲渡後調査

資料編 …………… 54

- 資料 1 …………… 1-4
- 2 …………… 5-19
- 3 …………… 20-22
- 4 …………… 23-43
- 5 …………… 44-48
- 6 …………… 49-50
- 7 …………… 51-60
- 8 …………… 61-65

I 本ガイドラインの作成にあたって

近年、都市化や少子高齢化が進展する中で、家庭動物（ペット）を身近に飼うことの重要性が高まってきており、中でも、犬及び猫の飼養率は、ペットフード工業会のデータによると、犬が19.4%、猫が14.9%に及んでいます。しかし、その一方で、年間38万頭の犬や猫が都道府県等に引き取られています。

「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）」において、都道府県等による犬及び猫の引取り業務が規定されているとともに、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」において、引取り又は収容した犬又は猫については、できるだけ生存の機会を与えるようにすることと通知されているところです。

しかしながら、各自治体において、新たな飼養希望者又は所有者の発見には苦慮しているところであり、収容された犬及び猫の多くがやむなく致死処分されるに至っています。また、譲渡用の犬及び猫の保管については、施設や人員等に多大な経費がかかることとなります。さらに、譲渡された後にそれらの動物が適正に飼養されるよう、譲渡対象の動物や譲渡者を適切に選定する必要がありますが、選定のための有効な指標等がないことが、譲渡の推進を阻んでいる大きな要因となっています。

このため、環境省では、インターネットを活用した広域的なデータベースシステム（統一規格）を作成し、再飼養等を効率的に推進できる基盤の整備を図るとともに、適切な飼養保管及び譲渡動物や譲渡者の選定について、各自治体の実情に応じて役立てていただけるものとして、都道府県等での事例を中心に『譲渡支援のためのガイドライン』を作成しました。

本ガイドラインは、各自治体の実情に応じて、活用できる部分をうまく活用していただき、譲渡動物の飼養保管及び譲渡動物や譲渡者の選定に役立てていただくことを目的としています。

このガイドラインが、譲渡の一層の推進に役立つことを願っております。

Ⅱ 犬及びねこの引取り等について

1. はじめに

平成 18 年 6 月 1 日より、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」が、従来の「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」に代わって施行されることになりました。

動物愛護センターや保健所等において譲渡を推進するにあたっては、動物愛護管理法に定められている犬およびねこの引取りや負傷動物の適切な収容が前提となります。

このため、本章では、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」について簡単に説明します。

2. 犬又はねこを引き取る場所等について

改正動物愛護管理法第 35 条による犬及びねこの引取り措置は、犬やねこの安易な遺棄の横行及びそれによる野良犬や野良ねこの増加と咬傷事故等の人への危害の頻発が社会問題化した状況を受けて、これに対処するため、犬及びねこの遺棄を未然に防止していく具体的な方策として、旧動物保護管理法において規定されたものであり、言わば今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべき緊急避難的措置として位置付けられたものと考えられています。

このため、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」における引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜の他、終生飼養や繁殖制限等についての普及啓発等が可能な場所を選定することが重要となります。

3. 引取を求める者への助言について

「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」では、「都道府県知事等は、所有者から犬又はねこの引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言に努めること」を規定しています。

このため、引取りを求めた者に対して、飼養困難な理由を聞き取り、飼養の継続や繁殖制限、譲渡等について必要な助言を行うとともに、その原因を明確にして、今後引取りを求めることがないよう、飼い主責任についての十分かつ適切な助言を行う必要があります。

なお、引取られた犬及びねこの多くが殺処分になることを説明することも効果的な場合も考えられます。

また、引取りの費用についても住民への周知徹底を図るとともに、逸走した動物の飼い主については、関係機関に早急に連絡することを周知する必要があります。

4. 引取り又は收容した犬及びねこの取扱について

收容等行った犬及びねこについては、所有者の発見に努める必要があることから、引取りの日時及び場所の他、マイクロチップ等の装着状況等について速やかに確認する必要があります。

また、引き取った犬及びねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所引取り事由を確認するとともに、特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付随している情報等）を台帳に記録する必要があります。さらに、飼い主からの引取りであれば、犬及びねこの性質や狂犬病予防法に定める注射歴等、病歴、不妊去勢措置の有無等も確認すると、譲渡の際に役立ちます。

5. 負傷動物の收容について

負傷動物の收容については、迅速に收容する必要がある、又、必要に応じて治療を行う必要があることから、獣医師等との協力が効果的です。また、收容した負傷動物は適正に保管し、所有者の発見ができない負傷動物のうち、家庭動物又は展示動物としての適正があると評価された動物については、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努める必要があります。なお、治療後回復した負傷動物を返還及び譲渡する際には、飼養方法について必要な助言及び指導が必要な場合があります。

6. 情報提供について

保管する犬及びねこ等の動物については、所有者若しくは新たに飼養を希望する者の発見に努める必要があることから、広報、インターネット等を活用して、できる限り広域的かつ迅速に情報を提供する必要があります。インターネットについては、情報をできる限り最新のものに更新しておくとともに、インターネットを利用できない市民への考慮等、幅広い広報手段の活用も検討すべきです。また、近隣の都道府県知事やボランティア等との協力も有効です。

Ⅲ 動物保護施設等(動物愛護センター・保健所等)における譲渡動物の飼養管理について

1、はじめに

保護動物については、改正動物愛護管理法第35条・36条に基づく「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」において、「保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること」と定められており、譲渡は生存の機会を与えるための手段となります。

譲渡選定前の飼育管理の状況は、動物の心身の健康に影響を与え、穏やかで健康な動物は譲渡の可能性が高まります。そのことを考えますと、都道府県等の犬及び猫の引き取り施設に保護された時点からの適切な飼育管理が重要なポイントとなります。

しかしながら、各都道府県等において、施設や人員等の制約などから、苦慮しつつ創意工夫をして実施しているのが現状のようです。

このため、本章では、のぞましい飼養保管のあり方について記述するとともに、各自治体のそれぞれの状況に応じて参考となるよう、飼育環境、健康管理、衛生管理、世話について、工夫している事例等を紹介します。

2、飼育環境

これから新しく施設を建設する場合、施設の構造、広さ・温度・湿度・空調・採光・建材・床面・運動場等、動物の生活環境に大きく影響を与えるものについては、設計時に動物の快適環境に関して十分考えられることと思います。

既存の施設内で譲渡動物を飼育する場合、長期飼育用に施設内あるいは敷地内に部屋を確保する方法を検討することも重要です。施設での飼育管理については成犬・成猫・子犬・子猫それぞれに快適環境を与えるよう工夫することが望ましく、動物の生活の質を高めることができると、新しい家庭へ迎えられやすくなります。

以下、限られた予算の範囲で動物が快適に過ごせる施設になるように工夫している自治体の事例を紹介します。

○自治体における工夫例

犬

- ・譲渡対象犬は一般の捕獲・引き取り動物と離して飼育管理したいが、場所がないのでケージに入れて、前室で飼育管理している。
- ・治療室の一角にサークルで囲ったり、ケージを置いたりして場所を確保している。
- ・負傷犬用の個室を子犬用に使っている。
- ・観察用の犬房を代用している。
- ・保護頭数が減ったので、空いた犬房を子犬専用にし、ケージをおいて、最初の検疫スペースとしている。その後、外に新しく建てた子犬専用犬舎に移す。この新しい犬舎の中は、7区画ほどあり、1区画4～5頭ぐらい収容できる。常時20～30頭育てている。新子犬専用犬舎の建築費は500万円ぐらい。
- ・空調のある扉のついた別室を転用している。
- ・二階にある別の部屋を使っている。
- ・子犬用犬舎（冷暖房付）として敷地内に新しく建てた。建築費は自治体によってばらつきがあるが、200万円～650万円ぐらい。
- ・子犬用スペースは、建物内にあるので、成犬譲渡用に新しく運動場付きの犬小屋を建てた。

※参考までに、自治体の飼育管理の状況を例示します。（資料1）

猫

- ・居室にケージを置いて飼育している。

3、健康診断・健康管理

譲渡動物の健康診断は、動物の健康管理や新しい飼い主に適切な情報を与えるために重要です。健康管理において各自治体の実施している例としては、以下のものが挙げられます。

望診・触診・聴診

外部・内部寄生虫駆除

便 / 尿検査・パルボ・フィラリア検査・血液検査

皮膚病・感染症の検査・先天性疾患の有無

予防注射・ブラッシング・シャンプー 等

※参考までに、これらの項目を取り入れた健康管理を実施している自治体の事例を挙げます。(資料2)

また、動物が譲渡された後、適正に飼養されるために、不妊去勢手術やマイクロチップの挿入をあらかじめ実施しておく、もしくは、譲渡後の実施を担保（獣医師による実施証明書の提供の義務付け等）して譲渡することが望ましいです。既に実施している自治体においては、必要経費は譲渡時の手数料に組み込まれている例が多いです。

4. 衛生管理

保護・管理施設で長期飼育することは、感染症の蔓延などの心配があるため、清掃、消毒、感染の防止等の衛生管理には注意を払う必要があります。注意する内容としては、以下のものが挙げられます。

- 清 掃 —— 洗い流した後の乾燥もそこに収容される動物の健康のためにも重要です。
- 消 毒 —— 人と動物の双方の健康に影響のないものを使用する必要があります。
- 感染防止 —— 感染している動物を受け入れることもあると思いますので、施設全体に蔓延させない為に、隔離室が必要となります。

※参考までに、自治体の消毒実施マニュアルを挙げます。(資料3)

5. 動物の世話

人とコミュニケーションのとれる動物を育て、新しい家庭に迎えられるためには普段の動物の世話にも注意することが重要です。とは言え、限られた職員の数での実施には、職員への負担も多大なものとなることから、NPOやボランティアとうまく連携して実施する方法等が考えられます。

📌 動物の世話における留意点

- ・動物の種類、年齢、健康状態に応じた給餌・給水
(動物の種類によって適切な食餌を与える。また、年齢や健康状態によって栄養要求量等も異なるので適切な量や適切な種類のもを与える。)
- ・動物の心身の状況の観察（毎日の世話の間に観察する。)
- ・散歩や運動、動物と遊ぶこと等によって人とのコミュニケーションがとれる動物になるように心がける。
- ・ブラッシング等によって、身体を触られることに慣れるようにする。
- ・しつけ（体罰でしつけるのではなく、褒めることによってしつける)

○自治体における工夫例

自治体によっては、譲渡動物の見極めやしつけをしつけの専門のボランティアにお願いしたり、休日の動物の世話をボランティアにお願いしたりしている。

動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体、ボランティア等との協力にあたっては、協力してほしいこと、責任の所在、費用等を明確にしておくこと、円滑な協力関係が築けるものと思います。

IV、譲渡動物の選定について

1、はじめに

各動物愛護センター等にはその地域から不特定多数の犬・猫が集められます。これらの動物たちの中には十分に人と共に暮らして行ける資質を備えた動物もいますが、新しい家庭で人と動物が共に幸せに暮らすためにはその動物の健康状態・気質・性質・人に対する友好度等を良く知り、その動物を理解した上で、希望者とのマッチングを行う必要があります。

一般的に、各センターでの譲渡は子犬・子猫の方がもられる率が高く、多くの犬・猫が欲しい方の考え方として、「子犬・子猫の方が早くなつき、育てやすく、しつけもしやすい」という思いが強いのが現実です。しかし、子犬・子猫にもそれぞれ個性があり、その気質・性質を判定して希望者へ情報を提供し、良いマッチングをしなければなりません。

社会復帰の可能性のある犬・猫とは、飼い主を必要とし、友好的で落ち着きがあり、攻撃性の低い犬・猫を示します。実は見過ごされている成犬・成猫の中にはこういった資質を備えている犬・猫も存在し、こうした、社会に適合しやすい性質の犬・猫は、多くの人にとって飼いやすく、適切な飼い主の下では、お互いに快適な生活を保証し得るもので、社会復帰させることに大きな意義を見出すものです。最近では、犬については、子犬を希望される方ほど多くはありませんが、成犬の譲渡を自ら希望する方もおられます。こういった希望者は今後も増えていくことと思われます。また、猫についても同様です。

時代のニーズ、社会のニーズ、そして社会復帰できる良い資質と可能性を持った犬・猫にチャンスを与えるために、譲渡動物の選定者は、その主旨をよく理解した上で、手順や条件を守り、しかるべき対応をしていけば、より多くの成犬・成猫が再び社会に戻るチャンスを与えられることになるでしょう。

2、健康状況評価

健康状態は下記にあげるような項目を基準として判断すると良いと思われれます。

体 格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られない 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られない
皮膚体毛	皮膚炎、脱毛等が見られない
目	伝染性疾患が疑われる症状（目やに、流涙等）が見られない 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られない
耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られない
鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られない
肛 門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）

3、気質判定・反応行動評価

人と動物が共に幸福に暮らすために、共に暮らす動物の気質・性質、人に対する友好度等を知ることは新しい飼い主を探す上で重要なファクターとなります。

犬

すでにいくつかの自治体においては国内外の犬のトレーニングの専門家の方法を取り入れた判定評価方法を作成・実施しています。その事例とオプションとして過去の学習評価と犬種特性別反応行動評価を添付いたしますが、これらの適切な実施には、実施者の動物についての知識と実技研修が必要と思われます。

実施につきましては、Ⅵの「譲渡動物の選定及び譲渡者選定実施のためのテストマニュアル」を参照してください。

★自治体による判定評価方法の事例（資料4）

★参考として純血種が収容されることも増えておりますので、「犬種特性別反応行動評価」も添付します。

（参考）

犬種特性別反応行動評価

純血種にはそれぞれ作出された目的があり、それにより犬種特性が必ず存在する。そのため、他犬種よりも出やすい行動パターンがあり、社会復帰させる犬にはその点を考慮して行動を把握しておく必要があります。

評価条件

- ・2名1組で評価観察を実施すること。
- ・反応行動評価に合格した犬にのみ実施すること。
- ・室内ではなく、各状況に合わせた環境で行うことが望ましい。

以下、代表的な犬種について行動評価特性を示します。

●レトリバー種

☞ボールを見せ、与え、犬が興奮した状態でボールを取り上げる。

☞犬の体を激しく興奮を誘うように声をかけたり触りつづける。約 15 秒間やり続け、その後腕を組んで立ち上がり、犬を無視する。物をくわえる能力が高く、興奮度も高く作られているので、その点をよく観察するとよい。また、口を使う作業が非常に好きなので、若い月齢であれば、甘噛みが他犬種に比べ激しいかも知れない。

●ポインター等猟犬種

実際に猟犬として使われている犬も多く、社会復帰した際に小型犬や猫等を追う欲求が強過ぎるとトラブルに発展しやすい。

●サイト（視覚）・ハウンド

☞獣を狩るために使用する犬。視力を生かして追いかけて捕らえる特性がある。このため、可能な限り小型犬種とのすれ違いを観察する。

☞相手の犬との距離はなるべくあけること（最低でも 2.5m）。また、犬に出会っても比較的ストレスを受けないタイプの猫がいるのであれば、猫に胴輪をつけた状態で、犬の猫に対する反応も観察すると良い。

●コーギー、ボーダーコリー、シェルティ等牧畜犬種・テリア種

☞子供、自転車、バイク、車が動いて犬の前を通過していく様子を可能な限り観察できることが望ましい。

☞動く物を追いかける能力が高く、犬によっては吠えながら仕事をする犬もいる。そのため、自転車や走る人などに、その動作が強くなることも多いので、きちんとチェックする。

●小型愛玩犬種・テリア種

☞評価者は比較的对象犬の世話をしている者が望ましい。評価者は犬を抱き、立っている。観察者がそこへ近づき、話しかけ、犬の頭上から手を出し、犬に触れる。この時、安全のためにもリードは装着しておくこと。

☞多くの小型犬は室内で飼われ、人に抱かれることも多い。小型犬は、人をテリトリー化することも多く、それ自体が犬の大切な資源となり得る。そのため飼い主が犬を抱いているときや、他人が不意に触れてくる時にトラブルが多くみられる。

●日本犬種

☞ 評価者は比較的对象犬の世話を行っている者が望ましい。評価者は犬にリードを装着し、立っている観察者がそこへ近づき、話しかけ、犬の頭上から手を出し、犬に触れる。

☞ 日本犬の多くは他人に対しての警戒心が強く、体の様々な所を触れられることを好まない傾向がある。

●闘犬に使われる犬種

土佐犬やピットブルテリア等闘犬に使われる犬は、たとえ人に対してなつこくても他の犬には向かっていくことがある。

猫

猫の世話を担当する者が、猫をケージに移す時、毎日の世話時等に、猫の攻撃性、人慣れ度、性質、癖等を評価し、猫の譲渡希望者への情報と良いマッチングのために判定します。

○レベル1

■社会的であり、甘えてくる。 ■ケージのドアを開けても平気で食べていたり、寝ていたりする。 ■ケージの前に擦り寄ってくる。 ■抱かれてリラックスしている。遊び好き（人と遊ぶこと。あるいは一人遊び）。 ■なでられることは平気だが、抱かれることは好まない場合や、膝の上でじっとしている猫ではないこともある。 ■人とのコミュニケーションが十分取れ、かつ、環境適応能力もある猫である。

○レベル2

■比較的シャイで少し怖がりな猫。ケージの前に擦り寄っては来ないが、ゆっくりと少しずつ接する、あるいは、やさしく抱き上げるぶんには攻撃性を見せない。 ■大きな音や、突然の急な動きに対しては驚いたり、当惑する。 ■あまりしつこくしすぎると、興奮するかもしれない。 ■適度な接触にたいしては喜ぶ。気に入らないときははっきり警告サインを出す。 ■人とのコミュニケーションは取れる猫である。

○レベル3

■ケージの前に立っても寄っては来ない。 ■静かに近づき抱き上げるぶんにはなんともないが、体を硬直させていることもある。 ■限られた愛撫に対しては喜ぶが、やり過ぎると、警告サインを出す。 ■特定の部位をさわられると神経質になる。 ■気分的に追い込まれる

と、毛を逆立てて平手でたたいてきたりする（恐怖または恐怖から来る攻撃性）。■人馴れに少し時間がかかる。

○レベル4

■内気で怖がりな猫。ケージの前に立つと、体を少し後ろに引け目にする。■少し触られるぶんには我慢はするが、もう少し続けるとうなり声等の警告をだす。■アプローチが早すぎると、攻撃してくる可能性がある。■人馴れに時間がかかる。

○レベル5

■近づくとも毛を逆立てる、または、全く触らせない。■はっきりとした警告も出さないときもある。人が近づくだけで攻撃性を示す。■余程の覚悟のある人にしか飼育は難しい。

レベル1はすぐ譲渡可能なレベルの猫です。

レベル2も猫に知識と経験のある希望者には早期譲渡可能なレベルの猫です。

V. 譲渡者選定及び適正飼養の支援について

1. はじめに

譲渡された動物が終生家族として快適且つ幸福に暮らせるかどうかは、その新しい飼主の選定及びその後の適正な飼育についての支援にかかっています。

2. 譲渡者選定

譲渡希望者が、その動物を、家族として終生健康で幸福に暮らせることができること、また、地域・近隣への配慮を怠らず、社会への責任を遂行する優良な飼い主として、地域の手本となれることを、選定の基準とします。

(1) 譲渡希望者登録

通常は譲渡希望申し込み用紙に記載してもらって登録とします。

譲渡希望者が優良飼い主になれるかどうかを判断するとき必要な情報として以下のよう
な事項が挙げられます。

【事項例】

○飼養環境について

希望者（実際に飼う人）	氏名・性別・年齢・住所・電話番号
住居形態	戸建／集合・賃貸／持家 【賃貸及び集合住宅の場合】飼育可／不可／規定ナシ
家族構成	全員の性別・年齢・職業
犬／猫を飼いたい理由	
家族の同意の有無	ある／ない
主に世話をする人	
高齢者の場合、家族のバックアップ体制が	ある／ない
引越・転勤の可能性	ある／ない
定期的に全員留守になる時間	(1日にどれくらいの時間、犬／猫だけになるか)
家族の中にアレルギーや喘息の人がいるか	いる／いない
家族の中で出産予定の有無	ある／ない

○飼育希望犬／猫について

■子犬／子猫

■成犬／成猫（2才まで／3～5才／6～9才／10才以上）

犬の場合

小型（小型とはミニチュアダックス・シーズー・ウェストハイランドテリア程度の大きさ）／

中型（中型とは柴・ビーグル・コーギー・シェルティー・甲斐程度の大きさ）／

大型（大型とはゴールデンレトリバー・シェパード程度以上の大きさ）／

雄／雌 長毛／短毛

色（ ） 尾（ ） 耳（ ）

不妊・去勢手術実施の同意 する／しない

飼育形態について

☞犬について＝室内飼育／敷地内の囲いの中／外で繋ぐ／昼間は外だが夜は屋内／
その他

最低限、朝夕の散歩ができるか

しつけ教室に通う／インストラクターに来てもらうことができるか

☞猫について＝室内飼育／室内外自由

○その他

・家族全員で出かけるときは、犬／猫を世話してくれる人がいるか

・今までに他の団体から、犬／猫を渡すことを拒否されたことはあるか …… ある／ない（ある場合は、その理由）

・今まで犬／猫を飼ったことがあるか …… ある／ない

ある場合 ■犬／猫の種類（犬の場合 大きさ・登録の有無）

■雄／雌（不妊・去勢＝済／未）

■混合ワクチン＝（犬）狂犬病予防注射／フィラリア予防

■入手先＝ 知人／保健所／団体／ペットショップ／拾った／動物病院

■飼育年数（ 年）

■何年前まで飼育していたか（ 年前）

■現在この犬・猫を飼っていない理由

■かかりつけの動物病院（ ）

○現在飼育している動物がいる場合

種類 犬の場合 大きさ／

頭数（種類ごと） 年齢

雄／雌（不妊・去勢＝済／未）

入手先＝知人／保健所／団体／ペットショップ／拾った／動物病院

【予防注射】

犬

狂犬病予防注射 ＝ 実施（接種年 月 日）／未

混合ワクチン ＝ 実施（種・接種年 月 日）／未

フィラリア予防 ＝ 済／未

猫

混合ワクチン ＝実施（接種年 月 日）／未

FIV／FeLV 検査 ＝済／未

【飼育形態】

犬

室内飼育／敷地の囲いの中／外で繋ぐ／昼間は外だが夜は屋内／その他／最低限、朝夕の散歩をしているか、しつけ教室に通っている／インストラクターに来てもらっている

猫

室内飼育／室内外自由／

○飼育前訪問がOKかどうか。

○飼育後1ヶ月・6ヶ月・1年 訪問OKか。

○飼育状況によっては返還を求めることもある。 等

※参考までに、上記のような項目を含め、

すでに実施している3つの自治体の事例を挙げます。（資料5）

（2）譲渡前面接

面接の際には、できるだけ同居家族構成員全員と会えるようにし、以下のようなことを含みながら質問することで、より多くの情報が得られると思います。

（項目例）

・申し込み用紙の質問事項に基づいてインタビューする。

- ・インタビューしながら、申し込み用紙に書かれていることに嘘がないかできるだけ見極める。
 - ・適切な飼育にかかる費用を出せるだけの経済状況かどうかを判断する。
 - ・高齢者の場合、家族（同居・別居にかかわらず一別居のときはその本人に聞く）からどのようなバックアップをしてもらえるのかを聞き出す。
 - ・集合住宅に居住の場合、管理規約等のコピーをもらう。
 - ・譲渡前・譲渡後（全員とは限らない）の家庭訪問することに対する了承の確認をする。
 - ・もし、飼えなくなったときは、動愛センター（名称は自治体によって異なる）に連絡することを確認する。
 - ・もし、不適切飼育が判明したときには、返還を求める場合もあることの了承を確認する。
- 等

（３）面接後の総合判断

下記のような個別事項を考慮しつつ、譲渡者にふさわしいかどうかを判断します。また、譲渡者にふさわしくないと考えられる場合は、いくつかの例を示して動物を終生飼養することが難しいことを譲渡希望者に理解してもらう必要があります。

下記は、判断のための参考例です。

- 譲渡対象者は成人とする。
- 家族全員の同意が得られていないときは不可。
- 全員勤めており、長時間誰もいないところには、子犬・子猫は不可。また、成犬でも分離不安等のことも考えて判断すること。
- 飼い主が夜間勤務者の場合は、昼は寝る時間なので世話が十分できななかつたり、犬が鳴いて寝れず、手放すこともあるので注意が必要。
- 3歳以下の乳幼児や要介護者がいる家庭では、人の世話に時間・労力がかかるため、犬や猫の適切な世話ができるかどうか也十分に考慮すること。
- 動物飼育禁止の住居に住んでいる方は不可。アパートやマンションで飼育可の場合は、その証明書を提出していただく。
- 転居の予定があるかどうか。手放す理由に転居が多いことも考慮すること。飼育可のところに転居する予定であれば、転居してから申し込んでもらう。
- 主に世話をする人が子どもの場合は不可。高齢者の場合は、家族（同居・別居にかかわらず）のバックアップ体制の有無を考慮する。
- 不妊去勢手術をすることに同意しない場合は不可。
- 繁殖目的は不可。
- 犬では、散歩時間が取れない人は不可。

- 犬はできるだけ屋内飼育。
- 猫もできるだけ屋内飼育。
- 猫も犬もすでに一頭飼っている人は、相性が合えば、もう一頭まで（2頭になる）は認める。（譲渡希望者の飼育能力にもよる。）
- センターが実施する講習会に参加することを条件とする。
- 家庭訪問や、電話や葉書・手紙等による報告を拒否された場合は基本的に不可。
- 誓約書に違反していることや、不適切飼育が判明したときには、返還を求めることもあるということを同意された場合にのみ可。

（４）譲渡前（時）講習会

優良飼い主として地域で手本を示してもらうために必要な知識（法の遵守も含む）・情報等を中心に行います。

（すでに実施されている講習会に含まれている項目例）

ア、適切な飼育管理

- ・犬猫の簡単な生物学的知識・生理・生態・習性
- ・家庭環境や家族に慣れるまでの世話の仕方・注意点
- ・健康チェック（様子をみて）
 - 皮毛の状態
 - 筋肉・脂肪の付き具合
 - 外部・内部寄生虫
 - 目、鼻、耳、肛門等の状態
 - 糞・尿の状態、（吐物）
 - 血液検査・その他
- ・予防接種
- ・フィラリアの予防
- ・不妊・去勢手術の必要性
- ・登録と狂犬病予防注射
- ・個体識別
- ・犬・猫にとっての快適環境
- ・日常の世話・犬猫の心身の健康
- ・しつけ
- ・近隣への配慮

- ・緊急災害時の対策・同行避難 等

イ、人と動物の共通感染症について

- ・狂犬病、エキノコックス症、サルモネラ腸炎、Q熱、トキソプラズマ症、疥癬、皮膚真菌症、ノミ症、パスツレラ症、レプトスピラ症等については小冊子にして配布する。
- ・予防策（手洗いの励行等）

ウ、犬・猫に関する法律・条例

- ・狂犬病予防法
- ・動物愛護法・家庭動物の飼養基準
- ・条例
- ・その他関連するもの 等

エ、すでに犬や猫を飼っている方への注意

・受け入れ方

すぐにいっしょにするのではなく、新しく迎えた動物をケージや柵で囲ってから、お見合いさせる。（センター等に動物を選ぶときに連れて行ってお見合いさせられるところもある。） 等

※個体識別措置について（マイクロチップの埋込み、幼齢の個体の取扱等）

個体識別措置は、「動物の愛護及び管理に関する法律」において飼い主の責務として課されていますが、家族の一員である犬・猫を守る義務・社会への責任からいっても必要な措置です。

個体識別措置にはいろいろな方法がありますが、現時点ではICチップであるマイクロチップによる個体識別が最も有効とされ、欧米では野生動物・農業動物のみならず、犬猫等のペット動物の戸籍証明にも使われております。アジアでも義務化している国もあります。

チップの表面は生態適合ガラスで覆われており、注射器で皮下に注入します。現在まで損傷や生態への悪影響は報告されていません。少なくとも30年は耐用するといわれております。

読み取り器でチップに組み込まれた15桁のナンバーを読み、登録データと照合することによって速やかに飼い主が判明します。迷子や逸走、緊急災害時や不慮の事故、盗難防止等に威力を発揮し、飼い主との再会率を高め、促進します。

マイクロチップの注入は犬では生後2週令頃、猫では生後4週令頃から可能とされています。

（写真提供・どうぶつたち病院）



マイクロチップ



チップの埋め込み



リーダーでの読み取り

(5) マッチング

人と動物の双方が幸福になるために、マッチングはかかせないものです。ミスマッチはいずれ不幸な結果を招きます。マッチングに必要な情報は申し込み用紙に書かれた事柄と面接から得られますが、家庭環境や家族構成等、以下のような留意点が考えられます。

- ・ 居住環境（過密地域ではよく鳴く犬は周りへの配慮を考えると不適というように住環境によって、合わないこともある、等）
 - ・ 住居（飼育可集合住宅の中には飼育規則を作っているところもあり、動物の種類・大きさ・頭数等が決められているところがある、等）
 - ・ 家族構成（成人ばかり・小さい子どもがいる・高齢者がいる・女性ばかり・全員勤めに出ている、等）
 - ・ ライフスタイル（基本的に家にいる・子どもがいてにぎやか・静かな生活・旅行が好き・人がよく集まる、等）
 - ・ 飼いたい理由（子どもの情操教育のためにと言いつつ子どもが飽きたら、手放す例がある）
 - ・ 年齢（家族全員の年齢。高齢者が世話の中心となる場合は、家族のバックアップ体制が整っていても、子犬よりも穏やかな成犬の方が良い等）
 - ・ 飼育経験（初めての人には難しい性質の犬もいる。）
 - ・ 飼育環境（動物が普段いる場所、等）
 - ・ 先住動物と相性（先住動物と合う、合わないだけでなく先住動物が高齢の場合、新しく来た動物にかまわれると、ストレスがかかることがある。）
- 等

(6) 誓約書

その動物への責任と社会への責任に対して誓約していただく。誓約書には以下のような項目が必要と思われます。

(項目例)

- ・ 法律・条例・基準を守ること。
- ・ 健康管理（ワクチン・不妊去勢手術・フィラリア予防を含む）を行うこと。
- ・ 快適環境を整えること。
- ・ 動物の QOL（生活の質）を保証する世話を行うこと。
- ・ 終生飼養を心がけること。
- ・ しつけをすること。

- ・他人に迷惑や被害を与えないこと
- ・もし、飼えなくなったときは。
等

※参考までに、すでに実施している自治体の事例を挙げます。(資料6)

(7) しつけ教室

動物愛護センターや保健所において自治体自身が、あるいは自治体と愛護団体が協力して犬のしつけ教室を開催しているところがあり、犬を譲渡する際にこれらのしつけ教室に参加することとしているところもあります。

(8) 家庭訪問

譲渡後の家庭訪問の際には、誓約書が守られているかを見ます。
(飼育環境・健康管理・QOLを考えた世話・飼育管理について何か問題はあるか・近隣への配慮、等)

人手不足の折から、難しいかもしれませんが、譲渡後の家庭訪問用に上記のような点を考慮した訪問用紙を作成している自治体の例をあげます。(資料7)

人手等の都合で家庭訪問ができない場合は、電話や葉書・手紙等により報告を求めている自治体もあります。

※団体等への譲渡について

- ・団体が窓口になったとしても、最終飼い主はあくまでも個人家庭であること。
- ・団体が引き受けた収容動物の飼養管理、動物・人の選定・記録の保管・譲渡後調査が適切かどうかの確認及び団体としての責任の所在を把握すること
- ・利潤追求のために動物を利用しないこと
- ・譲渡した動物についての責任は団体が負うこと（譲渡後調査も含む）

VI. 譲渡動物の選定及び譲渡者選定実施のためのテストマニュアル（2つの県で実施されているマニュアルを参考に作成）

1、子犬の選定

子犬の選定・飼育管理フローチャート

子犬の健康状態の判定

子犬の性質診断

2、成犬譲渡候補の選定

成犬譲渡候補犬の選定・飼育管理フローチャート

成犬譲渡候補犬選定基準及び判定マニュアル

一次選定

二次選定・二次選定基準判定細目

二次選定基準の採点マニュアル及び判定

3、子猫の選定

子猫の選定・飼育管理フローチャート

子猫の選定基準

4、成猫譲渡候補の選定

成猫譲渡候補猫の選定・飼育管理フローチャート

成猫の選定基準

5、譲渡希望者（個人）登録

6、譲渡前面接

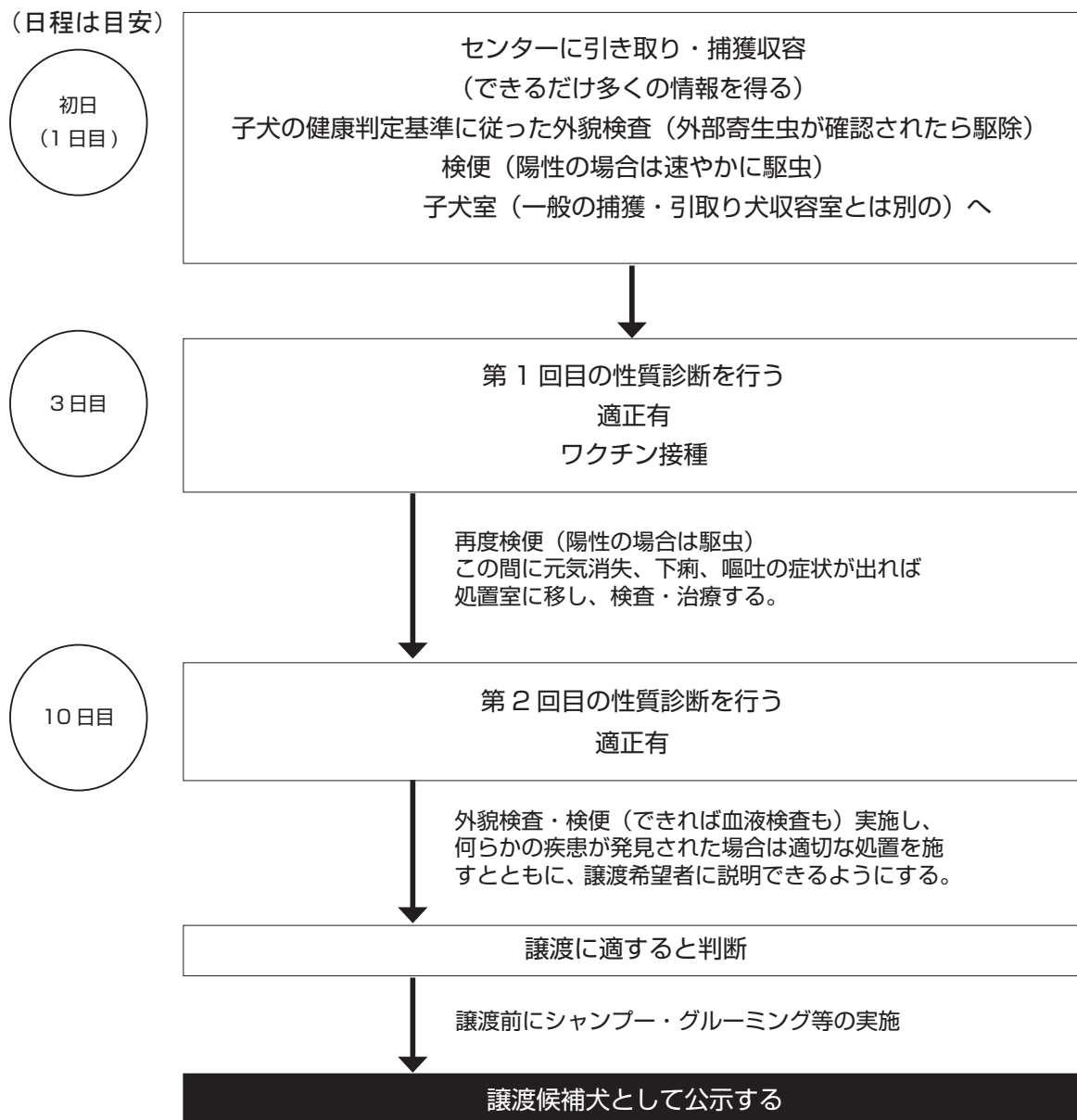
7、譲渡前講習会

8、お見合い（マッチング）

9、誓約書

10、譲渡後調査

子犬の選定・飼育管理フローチャート（50日令ぐらいをモデルとすると）



4日 (初回ワクチン接種翌日) ~ 10日の間は健康であれば同じワクチン接種後の子犬同士遊ばせ、人(スタッフ)とも節度をもってふれあって犬としての社会性を身につけさせるよう努力する。

2回目のワクチン接種と不妊去勢手術は譲渡後飼主において実施する。
獣医師による不妊去勢手術実施証明書を後日送付してもらうこと。

備考：健康管理・検査等の実費を手数料とすることもできる。

自治体の中には子犬を3ヶ月令ぐらいで不妊手術をして譲渡しているところもある。

子犬の選定基準

下記の選定基準に基づいて判定を行う。
判定は獣医師を含めた2人以上で行う。

項目	選定基準
月 齢	生後 50 日～ 90 日程度
健康 状態	下記項目において基準を満たすこと
体 格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られない 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られない
皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られない
目	伝染性疾患が疑われる症状（目やに、流涙等）が見られない 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られない
耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られない
鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られない
肛 門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）

子犬の性質診断判定基準

下記の選定基準に基づいて判定を行う。 判定は獣医師を含めた2人以上で行う。

※評価の内訳 A:攻撃的 B:人に対して許容的 C:従属的 D:やや臆病 E:臆病 E':かなり臆病

	診断項目	評価	子犬の行動及び反応	判定
社交性	① 子犬から少し離れてしゃがみ、軽く手を鳴らして子犬の注意をひく	A	尻尾が上がっている・うなる・咬みつく	
		B	尻尾が上がっている・すぐ近寄ってくる	
		C	尻尾が下がっている・すぐ近寄ってくる	
		D	尻尾が下がっている・ためらうが近寄ってくる	
		E	近寄ってこない・硬直する	
		E'	逃げようとする	
	② 子犬の周りを歩く	A	尻尾が上がっている・うなる・咬みつく	
		B	尻尾が上がっている・すぐついてくる・足にまとわりつく	
		C	尻尾が下がっている・すぐついてくる	
		D	尻尾が下がっている・ためらうがついてくる	
		E	ついてこない・硬直する	
		E'	逃げようとする	
人に対する許容性	③ 背中、肩、首を優しく撫でる (30秒)	A	うなる・咬みつく	
		B	飛びつく・前足を出す	
		C	身体をくねくねさせる・お腹を出す	
		D	静かにしている	
		E	硬直する	
		E'	逃げようとする	
	④ 歯を見る (1回5秒×5回)	A	うなる・咬みつく・見ることができない	
		B	段々抵抗が増す	
		C	最初抵抗するが静かになる	
		D	楽にできる	
		E	硬直する	
	⑤ 子犬の胸の下に手を入れ、床から少し持ち上げる (30秒)	A	猛烈に暴れる・咬みつく	
		B	嫌がって暴れる	
		C	最初に抵抗するが静かになる	
		D	静かにしている	
E		足を突っ張って緊張する		

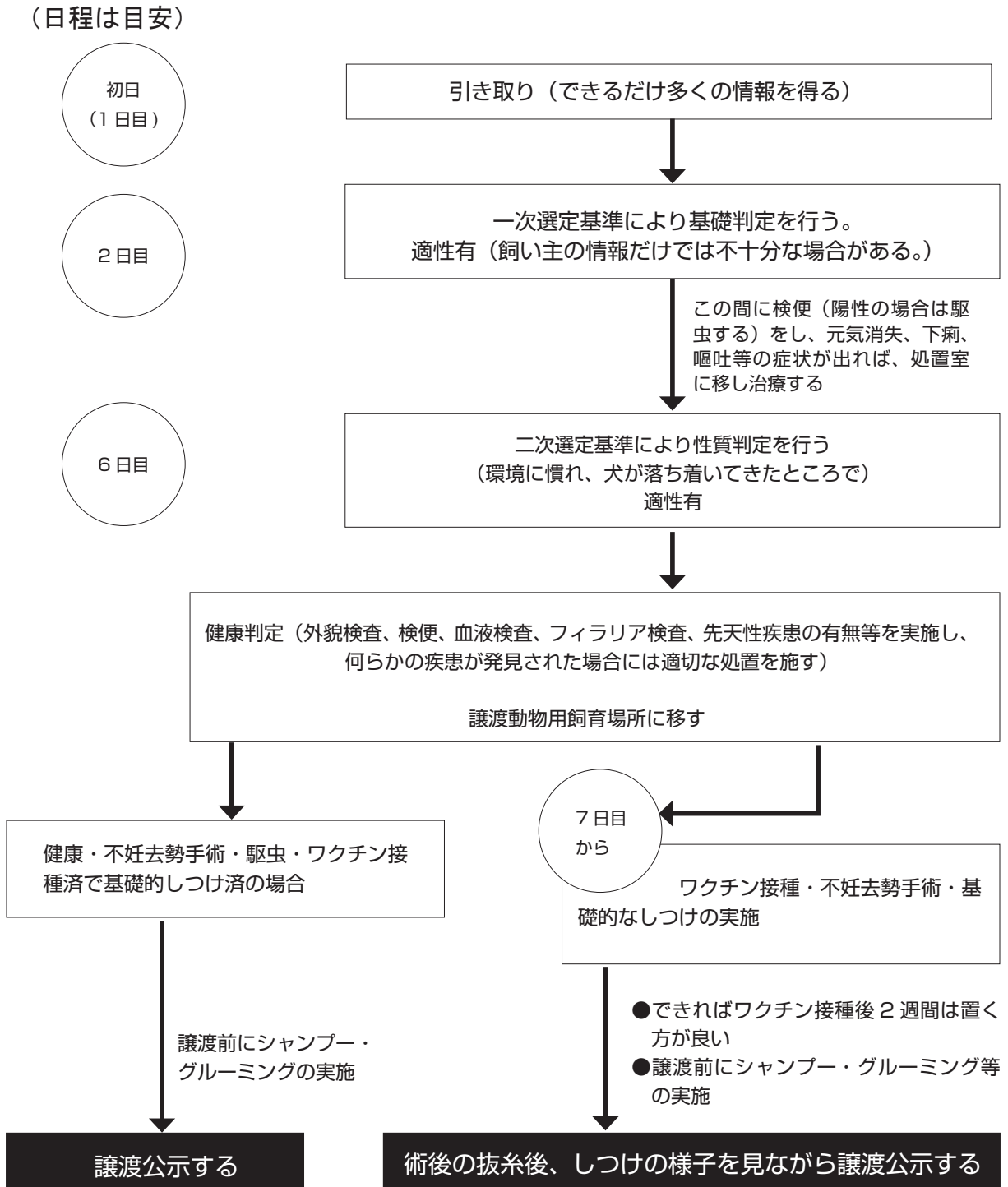
〈判定〉 全ての性質診断項目において、A又はE（①②③においてはE'）であった個体は不合格とする。

（注意） ・このような判定では、反応したという事実が未来を予測可能にするだけで、反応しないことは未来を予測することではない。

・子犬の場合、基本的に過剰な恐怖と過剰な攻撃性以外は予測ができない。

成犬譲渡候補犬の選定・飼育管理フローチャート

(1) 飼い主からの情報がある場合

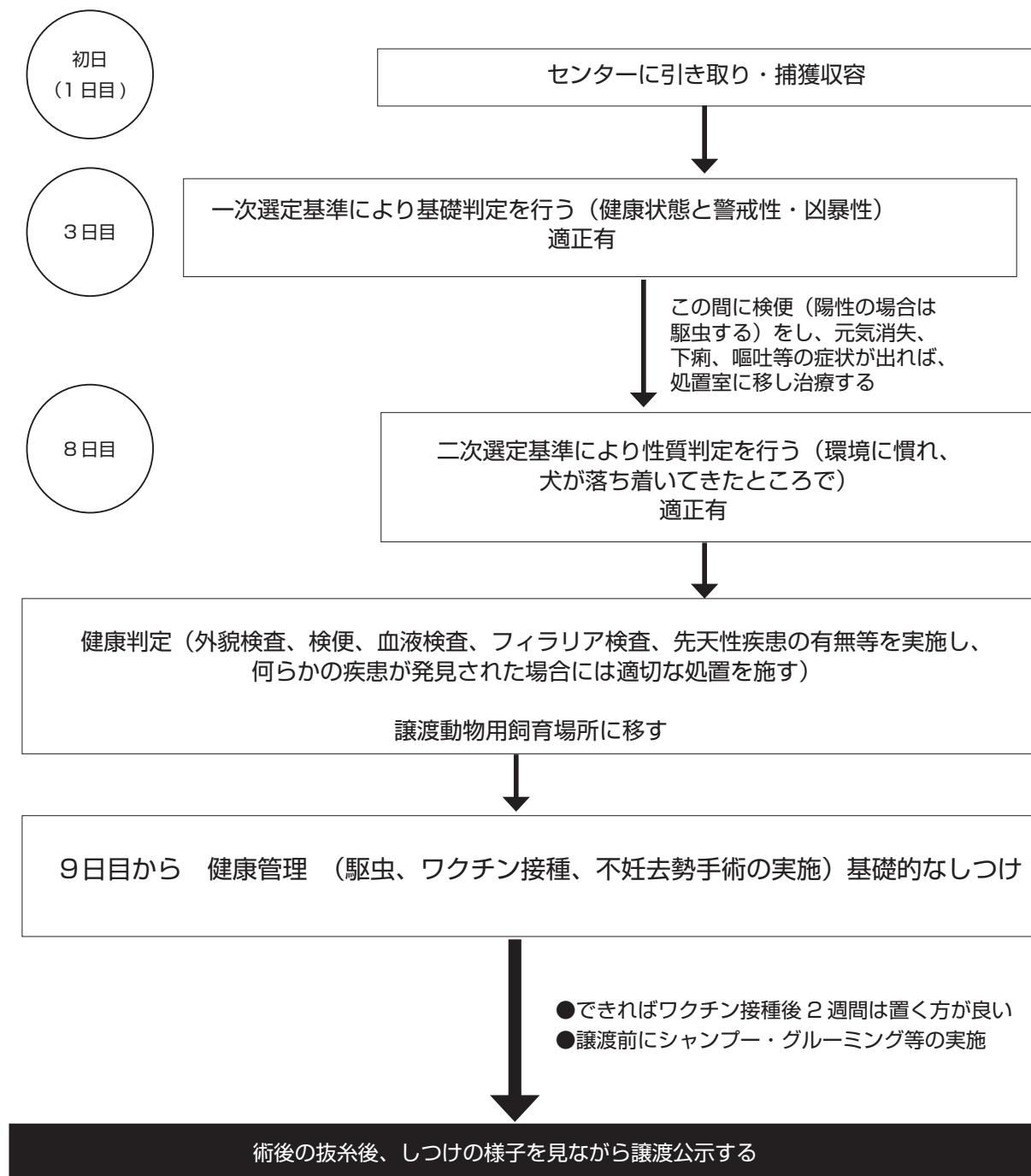


備考：健康管理・検査等の実費を手数料とすることもできる。

成犬譲渡候補犬の選定・飼育管理フローチャート

(2) 飼い主からの情報がない場合

(日程は目安)



備考：健康管理・検査等の実費を手数料とすることもできる。

成犬譲渡候補犬の選別基準及び判定マニュアル

- 下記の選定基準に基づいて判定を行う。
- 原則として、収容あるいは引取後2～3日目に行う。
- 屋内で行う。
- 判定は獣医師を含めた2人以上で行う。

1 一次選別基準

判定項目	適	やや適	要注意
健康	異常なし	元気、食欲なし	病気、ケガ（状態によっては条件付譲渡可）
警戒心	擦り寄ってくる	立ち止まるが寄る	逃げる、隠れる
凶暴性	おとなしい	普通	うなる、ほえる、咬む

基礎健康状態の判定項目

体 格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られない 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られない
皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られない
目	伝染性疾患が疑われる症状（目やに、流涙等）が見られない 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られない
耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られない
鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られない
肛 門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）

2 二次選別基準

(50 点満点で無条件合格。40 点以上合格。40 点に少々満たない場合、譲渡対象者の条件によっては譲渡可能)

判定項目	適(10点)	やや適(5点)	不適(0点)
社交性	喜ぶ	固まる	逃げる
人に対する許容性	楽にさせる	少し抵抗する	抵抗してさせない
興奮性	楽しく遊ぶ	興味がない	唸る、放さない、怒る
食物防御反応	受け入れる 変化なし	受け入れる 食べる速度増す	唸る 咬む
対人警戒反応	注目する 擦り寄る	無視している	怖がる 飛びかかる

判定細目は次ページの表

二次選定基準判定細目 (次ページにある評価方法の補足を参考にする)

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
社 交 性	リードを持ち立ったまま犬の背中を3回なでる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	20秒間犬の気を引きながらさわる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	膝の上のにせる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
採 点				
	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人 に 対 す る 許 容 性	歯を見る 1回5秒×5回	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	見ることが出来ない	
	後ろから抱きつく15秒	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
	前足を持って立たせる	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
採 点				
	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
食 物 へ の 反 応	食事中に話しかける	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に背中をさわる	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に犬の頬を押す	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
採 点				
	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
興 奮 性	オモチャで遊ばせる	A	楽しく遊ぶ	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	走る人への反応を見る	A	注目する	
		B	怖がる又は警戒する	
		C	怒る、追いかける、吠える	
	噛むオモチャ又はジャーキーを与える	A	楽しく遊び、犬に触れる	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	遊んでいるとき、声をかける	A	注目し、遊びを中断する	
		B	注目はするが、遊びは止めない	
		C	無視し、遊び続ける	
採 点				
	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人・動物への反応	敵対的態度で犬に接近する	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	友好的態度で犬に接近する	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	他の犬への反応	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅ぐ	
		B	無視する、固まる	
		C	興奮し吠える、怒る、攻撃する	
	子供、小動物への反応	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅ぐ	
		B	無視する、固まる	
		C	襲いかかろうとする	
採 点				

採点が終了したABCの順に並び替える (例: BBA → ABB)

【二次選定基準判定細目評価方法の補足】

前ページの二次選定基準判定細目の各テスト項目実施に当たり、以下の手順を参考にするとわかりやすい。

実施の際には、評価者（対象犬保持者）と観察者（客観的に全てを観察する人。項目 11 の訪問者も、項目 12 の走る人も兼任する。）の 2 名で行うこと。

評価実施手順

- ① 評価者は対象犬をリードにより係留し、個室で評価に入る。

外部からの刺激があると正しい評価につながらなくなる。犬の反応は非常に細かいものに左右されることがある。犬側からみれば命を左右される判断であり、そこを理解し慎重に環境を整えておくこと（イスが横に置いてあると良い）。

- ② 評価者は部屋の中央に立ち、リードを持ったままじっと動かない。この時、犬と目を合わせたり、声をかけたりといった積極的な働きかけをしないこと。

見知らぬ人間に対してどう反応するかを見る。リードがついていることで、若干の自由が拘束されている。人間の無反応に犬がどう反応するのかをチェック。

- ③ 評価者は立ち上がったまま体をかがめ、犬の頭から背中を手のひらでゆっくりと撫でる行為を 3 ～ 4 回くり返す。この時、犬と目を合わせたり、声をかけたりといった積極的な働きかけをしないこと。

通常人の体が上からおおいかぶさってくることは、犬に不安を与えることになる。特に頭上から手でなでられることは苦手な犬が多い。

- ④ 評価者はゆっくりとイスに腰掛ける。リードを手にしたまま約 20 秒かけイスに座るが、座ってしばらくは無表情で犬に積極的に働きかけないこと。終了間際に犬に目線を向け、笑顔を向けてみる。ただし声はかけないこと（急な動きはしない）。

人が犬の目線により近づき、姿勢を低くすることで、それまで無関心だった犬に変化が見られることも多い。

⑤ 評価者はイスに座ったまま、犬の体に触れられる程度にリードを短く持ち（1本のリードの半分位の長さが適当）、約20秒間犬に声をかけ、優しく興奮を少し誘うような態度や声を意識して、体に触れる。20秒間は連続して同じ行為を止めることなくやり続けること。人にリードをコントロールされることを受け入れられない犬もいれば、喜び興奮し過ぎる犬もいる。また、20秒の間にかまわれることを嫌う犬には必ず変化が見られる（しつこく触ってくる人間の子どもや大人に対する反応を見る）。

⑥ 評価者は5を20秒間やり終えたら、素早くやめて元の姿勢（イスに座り、背筋を伸ばした状態）に戻る。この時は声を掛けたり、体に触れないが、微笑んだりしてもかまわない。

犬に見られた興奮や不安がどれくらいで正常値に戻るか観察する。

⑦ 評価者は犬を引き寄せ、犬の口を開けさせる。（歯を見る。）5回くり返すが、各1回につき5秒間程その状態を維持できるようにすることが望ましい。（一回見て犬が動くようであれば、少し休む。）5回をくり返す間、一度口を開けた後は犬を落ち着かせるよう努力する。危険を感じたらすぐやめる。

犬にとって体先端部分は触れられることに不快を示す部位であり、何度も何度も口を開け、持たれることで、犬の隠れた反応を引き出すことを目的としている。

⑧ 評価者が犬を後方から5～10秒抱きしめる。

人に体を拘束されることにどの程度許容できるか観察する。

⑨ 犬に食器に入れた食べ物を与え、犬が食べている最中に偽手で食器と口元を押す。まずは横から偽手で食器を押し、次に食器の中の食べ物に触れる。ついで犬の口元に触れ、押す。犬が食べ物を食べ終わったら食器を回収する。（偽手は人間の手に似ているものが良い。棒や紙はダメ。）——自分に与えられたものをどれくらい守るかを見る。

犬にとって大切な資源である食べ物は、多くの犬にとって守るべきものであるが、それらにあまり強く反応するようではリハビリにかなりの時間が必要であり、重要なポイントでもある。

⑩ 評価者は犬にオモチャを見せ、じらしてから与える。犬が遊びはじめたら、途中でオモ

チャを取り上げる。オモチャに飽きてしまったらそこで終了。遊んでいる途中で取り上げることができなかつたら、引っ張りながら遊び、また取り上げてみる。ここでウーっと言えば、そこでストップ。オモチャはロープ、ひも付きボールなどが適当。

※犬と引っ張り遊びを行う際、犬が唸り声をあげることは正常な行動である（大型犬は特に）。攻撃行動と間違わぬようよく注意して行うこと。
9と同様である。

⑪ 評価に使用している部屋に他人が入ってくる状況を見る。訪問者は入ってくる前にドアを2～3回強めに叩き、「こんにちは」と言いながら入る。評価者はノックがなった時にリードを引き寄せ、少し短めにしっかりとリードを持つ。（リードでぐっと寄せたときの反応を見る。）長さはリードの半分程度。訪問者は入室したら犬の目を見ながら近づき、頭の上に手を出す。何言か評価者・訪問者で会話をし、退室する。

一般家庭でよくあることであり、訪問者に過剰に反応するようでは、大きな問題へと発展する可能性が高い。

⑫ 犬の前を大声をあげながら、物をひきずったり手に持ったりして人が駆け抜ける。走ってもらう人と評価者・犬の距離は最低でも2.5 m（1.5～2.5 m：事故防止のため）はあけておこなう。評価者は犬のリードを短く引き寄せておいてかまわない。

突然の周囲の変化に対しての反応と、その後どれくらいで落ち着けるかを観察する。
一般に犬は大きな音に驚きやすく、かつ逃げる者を追いかけてやすい動物である。

⑬ 評価者はリードを外し、犬が孤独になることを言葉や態度で示し、ドアの外に出る。約5分間様子を見る。戻ったならば犬を鎖で係留し、同じことを5分間行う。（小型愛玩犬種には不必要）

犬が部屋で留守番をしたり、庭で飼われたりすることを想定すると、ある程度の時間は一頭で落ち着いていられる状態かどうかは確認しておく必要があるだろう。

※日本の現状を考え、8の後に評価者がハンドタオル（大きいタオルだとじゃれ付いてくる）を用い、犬の足を1本ずつふくことが評価手順に入ることが望ましい。その際、声をかけながら優しく、1本ずつの足に触れる時間は約5秒を目安に実施すると良い。

ハンドタオルが使用不可能な場合は、手で触るだけでもかまわない。

※全ての評価中、順番通りに行うことが非常に大切である。また、評価中どの段階においても、評価者が危険と判断した攻撃行動が発生した場合は、その時点で中止すること。犬を犬舎にもどす。

【他犬・猫への反応行動評価】

評価条件

- ・対象犬保持者、参加動物保持者、観察者（客観的に全てを観察する人）の3名で実施すること。
- ・対象犬の反応を見るために、参加される犬・猫は、他犬に対して落ち着いて上手に対応でき、ストレスがかかりづらい動物を選ぶこと。
- ・全ての動物はリードを装着、猫の場合は胴輪を装着し、安全に留意すること。
- ・対象犬が未去勢の雄犬の場合、可能な限り①未不妊の雌犬②不妊済の雌犬③去勢済の雄犬④未去勢の雄犬の順番で合わせるのが望ましい。たくさんの犬がいない場合には、あいさつの上手い（相手が喧嘩をふっかけてきても買わない。うまくさける。）、トラブルをおこしづらい犬を参加させること。
- ・対象犬が未不妊の雌犬の場合、可能な限り①去勢された雄犬②未去勢の雄犬③不妊済の雌犬④未不妊の雌犬の順番で合わせるのが望ましい。たくさんの犬がいない場合には、あいさつの上手い、トラブルをおこしづらい犬を参加させること。
- ・対象犬が去勢済の雄犬の場合、可能な限り①不妊済の雌犬②未不妊の雌犬③去勢済の雄犬④未去勢の雄犬の順番で合わせるのが望ましい。たくさんの犬がいない場合には、あいさつの上手い、トラブルをおこしづらい犬を参加させること。
- ・対象犬が不妊済の雌犬の場合、可能な限り①去勢済の雄犬②不妊済の雌犬③未不妊の雌犬④未去勢の雄犬の順番で合わせるのが望ましい。たくさんの犬がいない場合には、あいさつの上手い、トラブルをおこしづらい犬を参加させること。
- ・猫の場合は、対象犬との距離を最低でも2.5mはあけ、猫を胴輪を装着した状態で床に下ろし、様子を観察する（それ以上近づける必要はない）。
- ・実施場所は室内でも外でもかまわないが（外部の刺激がないほうが良い）、スタート時は対象犬が先にいることが望ましい。（後から入ってくるのと刺激が異なる。）その後リードを装着した参加動物を連れてくること。犬同士を急に近づけるのではなく、お互いに2m程の距離をとりながら、逆に歩き（入れ違うように）、徐々に犬同士を近づける形が望ましい。

※対象犬が参加動物に少しでも攻撃行動を見せた場合、実施者（3人全員のこと）が危険と判断した場合はすぐに中止すること。ただし犬同士の遊びやあいさつは激しく体をぶついたり、吠えたり、唸り声を発することも多いので、十分に観察し、勘違いをしないように注意すべきである。

成犬二次選定基準の採点マニュアル及び判定

- 1 採点基準（50点満点40点以上合格、40点に少々満たない場合でも、譲渡対象者によっては、譲渡可能）

◎採点表

3項目の場合（社交性、人に対する許容性、食物への反応）

10点	5点		0点
AAA AAB	AAC ABB ABC	ACC BBB BBC	BCC CCC

4項目の場合（興奮性、人・動物への反応）

10点	5点		0点
AAAA AAAB AAAC AABB	AABC AACC ABBB ABBC	ABCC BBBB BBBC	ACCC BBCC BCCC CCCC

- 2 一次・二次選別の合否判定

一次も二次も判定員3人のうち2人以上が合格点をつければ譲渡候補犬として採用
注）……合否判定は3人の合計点ではない

* 譲渡希望者の知識と能力・経験も判断の対象となる。

（注意）これらの判定は、実生活ではなくあくまで仮定として行われているものなので、反応したのに関しては『実生活において似たような状況になったときに反応する可能性が高い』と判断することができるが、全く問題がなかったものに関して『実生活でもこのような状況下では全く問題を起こさない』ということとはできない（単にそのときには反応しなかっただけで次回はするかもしれない）ことを考慮する必要がある。

子猫の選定・飼育管理フローチャート(50日令ぐらいをモデルとすると)

(日程は目安)

初日
(1日目)

センター引取り (できるだけ多くの情報を得る)
子猫の選定基準に従った外貌・健康状態検査、性質判断
適正有

検便 (陽性の場合は速やかに駆虫)
ウイルス検査 (ネコエイズ・ネコ白血病ウイルス感染症)

陰 性

子猫を大型段付ケージに移す

3日目

初回ワクチン接種

この間に元気消失、下痢、嘔吐
の症状が出れば処置室に移し、
検査・治療する

10日目

外貌検査・検便を実施し、何らかの疾患が発見された場
合には適切な処置を施す
譲渡に適すると判断

譲渡前にグルーミング等の実施

譲渡候補猫として公示する

4日(初回ワクチン接種翌日)～10日の間は健康であれば同じワクチン接種後の子猫同士遊ばせ、人(スタッフ)とも節度をもってふれあわせる。

2回目のワクチン接種と不妊去勢手術は譲渡後飼主において実施する。
獣医師による不妊去勢手術実施証明書を後日送付してもらうこと。

備考：健康管理・検査等の実費を手数料とすることもできる。

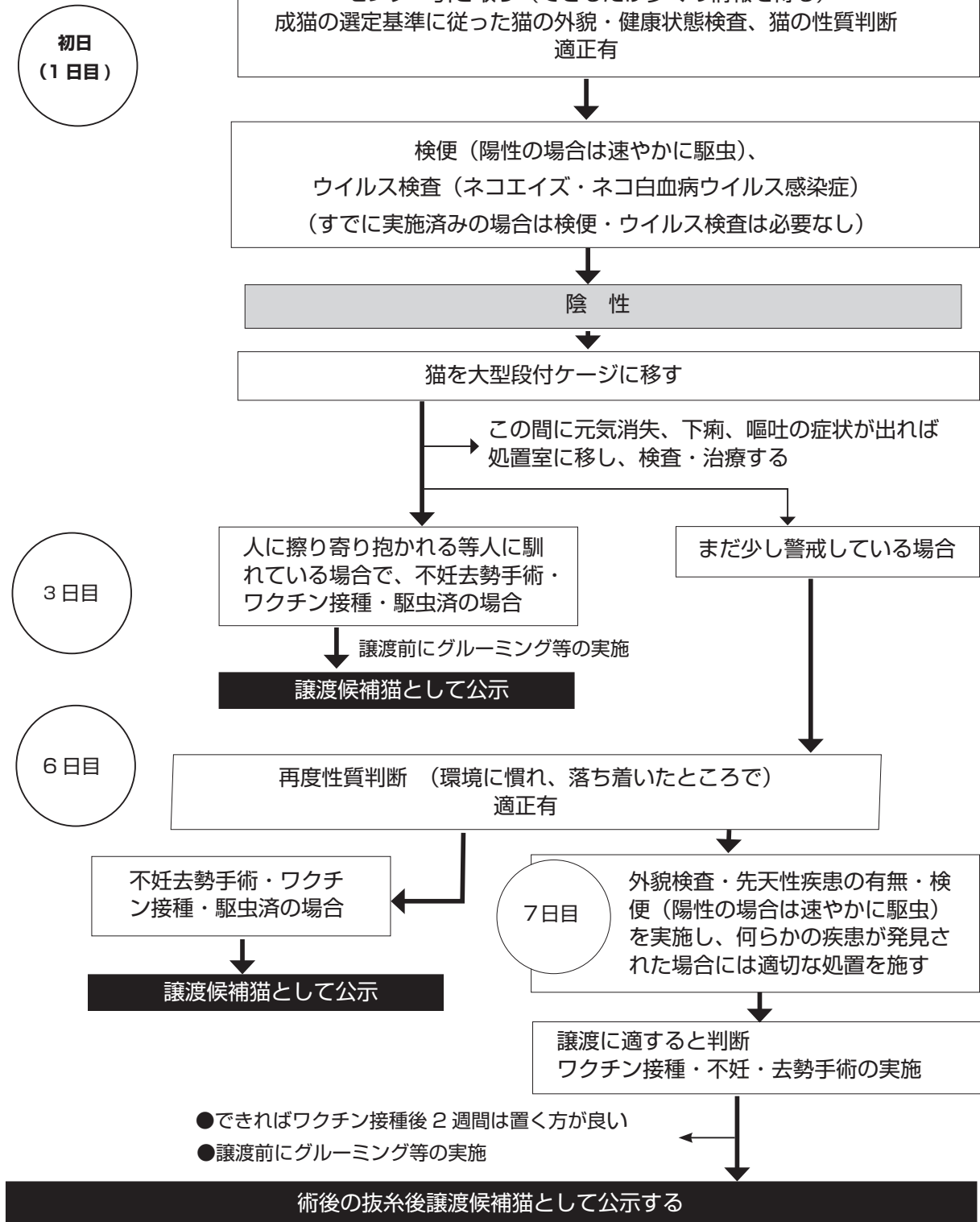
子猫の選定基準

下記の選定基準に基づいて判定を行う。
判定は獣医師を含めた2人以上で行う。

項目	選定基準
月 齢	生後 50 日～ 90 日程度
健康状態	下記項目において基準を満たすこと
体 格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られない 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られない
皮膚体毛	皮膚炎、脱毛等が見られない
目	伝染性疾患が疑われる症状（目やに、流涙等）が見られない 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られない
耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られない
鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られない
肛 門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）
性 質	人に対して、著しく攻撃的でない

成猫譲渡候補猫の選定・飼育管理フローチャート

(日程は目安)



備考：健康管理・検査等の実費を手数料とすることもできる。

成猫の選定基準

■下記の選定基準に基づいて判定を行う。

■判定は獣医師を含めた2人以上で行う。

■健康状態は下記項目において基準を満たすこと

体 格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られない 著しい消瘦、起立困難、歩行困難が見られない
皮膚体毛	皮膚炎、脱毛等が見られない
目	伝染性疾患が疑われる症状（目やに、流涙等）が見られない 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られない
耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られない
鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られない
肛 門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）

性質判断

性 格	人に対して、著しく攻撃的でない
-----	-----------------

新しい飼い主希望者登録カード 登録日 年 月 日

希望者（実際に飼う人）の氏名 (才) 男・女

住 所

電話番号

終生責任をもって飼うことができますか …… はい/いいえ

住居形態 …… 一戸建て（持ち家・賃貸） / 集合住宅（分譲・賃貸）
一戸建て賃貸及び集合住宅の場合 …… 飼育可/不可/規定なし

家族構成 …… () 人
内 訳 ……（各人の年齢・職業の記入もお願いします）

[]

犬/猫を飼いたい理由

[]

家族全員の同意 …… ある/ない

主に世話をする人 …… ()

高齢者の場合 …… 家族のバックアップ体制 ある/ない

引越し・転勤の可能性 …… ある/ない

◎ある場合 ……犬/猫を連れて行くことができますか はい/いいえ

定期的に全員留守になる時間帯 …（1日にどれぐらいの時間、犬/猫だけになるか）
時間 ……

家族の中での喘息やアレルギーの有無 …… ある/ない

家族の中での出産の予定の有無 …… ある/ない

ワクチン接種や病気などによる費用の負担ができますか …… はい／いいえ

動物が他人に迷惑をかけた場合、責任をとることができますか …… はい／いいえ

今回飼育を希望している動物を飼うのははじめてですか …… はい／いいえ

家族全員で出かけるときに犬／猫を世話してくれる人がいますか …… はい／いいえ

現在他に動物を飼っていますか …… はい／いいえ

飼っている場合、動物の種類 …… ()

今までに他の団体等から犬／猫を渡すことを拒否されたことはありますか …… ある／ない

◎ある場合はその理由をお書きください

[]

★飼育希望の犬／猫について

子犬／子猫

成犬／成猫 (1才まで／1～3才／5才以上 / 年齢は問わない)

犬の場合 希望の大きさ

小型 (ミニチュアダックス・シーズー・ウェストハイランドホワイトテリアぐらいの大きさをいう)

中型 (柴・ビーグル・コーギー・シェルティー・甲斐ぐらいの大きさ)

大型 (ゴールデンレトリバー・シェパードぐらい以上の大きさ)

雄／雌

長毛／短毛

毛色 ()

尾 ()

耳 ()

不妊・去勢手術実施について 賛成／反対／わからない

◎反対の場合理由をお聞かせください

[]

★飼育形態について

■犬について

室内飼育／敷地内の囲いの中／外でつなぐ／昼間は外だが夜は室内／
その他（ ）

最低限朝夕の散歩ができるか はい／いいえ

しつけ教室に通える／インストラクターに来てもらえる／その他（ ）

■猫について

完全室内飼育／室内外自由

★今までの飼育経験について

今まで犬／猫を飼ったことがありますか ある／ない

○飼育経験がある場合

犬／猫 種類（ ）
犬の場合 大きさ（ ） 登録していた／していない

雄／雌（不妊・去勢 済／未）

混合ワクチン接種の有無 …… していた／していない（ 種）

（犬のみ）狂犬病予防接種の有無 …… していた／していない

フィラリア予防の有無 …… していた／していない

飼育形態について

■犬について

室内飼育／敷地内の囲いの中／外でつなぐ／昼間は外だが夜は室内／
その他（ ）

朝夕の散歩をしていたか …… はい／いいえ

■猫について

完全室内飼育／室内外自由

入手先 …… 知人／保健所／団体／ペットショップ／ブリーダー／拾った／動物病院

飼育年数 ……（ 年）

どれくらい前まで飼育していたか ……（ 前）

現在この犬／猫を飼っていない理由 ……

老衰／病死（病名 ）／事故死／人に譲った／行方不明／実家で飼われている
その他（ ）

かかりつけの動物病院 ……（ ）

★現在飼育している動物について ……

種類（ ）

犬の場合 大きさ ・登録している／していない

種類ごとの飼育数（ ）

年齢（ ）

雄／雌（不妊／去勢 済／未）

入手先 知人／保健所／団体／ペットショップ／ブリーダー／拾った／動物病院

予防その他

■犬

狂犬病予防注射 実施（接種年月 年 月）／未
混合ワクチン 実施（種・接種年月 年 月）／未
フィラリア検査 済（陰性／陽性）／未
フィラリア予防 済（年 月から 月まで）／未
内部寄生虫の駆除 済／未
外部寄生虫の駆除 済／未

■猫

混合ワクチン 実施（接種年月 年 月）
FIV/FeLV 検査 済（陰性／陽性）／未
内部寄生虫の駆除 済／未
外部寄生虫の駆除 済／未

飼育形態について

■犬について

室内飼育／敷地内の囲いの中／外でつなぐ／昼間は外（敷地内で放す／つなぐ）だが夜は室内／その他（ ）

最低限朝夕の散歩をしているか …… はい／いいえ

しつけ教室に通ったことがある／しつけ教室に通っている／インストラクターに来てもらっている／その他（ ）

■猫について

完全室内飼育／室内外自由

★犬／猫を飼い始める前に家庭訪問をさせていただくことは可能ですか …… 可／不可

★以下の時に家庭訪問をさせていただきますか …… 可／不可
（飼育開始後 1ヶ月・6ヶ月・1年）

★飼われている状況によっては、犬／猫の返還を求める場合があります。

★やむを得ない理由で犬／猫を飼いきることができなくなってしまった場合は、ご自分で処理な
さらず、必ず当方にご連絡ください。

【譲渡前面接における確認・質問項目】

1. できるだけ同居家族全員と会えるようにすること。
2. 飼育希望登録用紙に書かれた事柄を確認する。
3. より多くの情報を得て責任ある飼い主としての適正を判断するために、以下のような項目を、念頭に置きつつ質問する。

①	譲渡対象者は成人であること。
②	家族全員の同意が得られていること。
③	終生家族としてともに暮らし、犬や猫の生活の質が守られるようにすること。
④	昼間、家族全員が留守にする時間があるか、また、それは、どれぐらいの時間か。（全員勤めており、長時間誰もいないところには、子犬・子猫は不可。また、成犬でも分離不安等のことも考えて判断する）
⑤	飼い主が夜間勤務者かどうか。（昼は寝る時間になるので、世話が十分できなかつたり、鳴き声で寝れないという理由で手放すこともある。）
⑥	3歳以下の乳幼児や要介護者がいる家庭では、人の世話に時間・労力がかかるため、犬や猫の適切な世話ができるかどうか也十分に考慮すること。
⑦	動物が病気や老齢になったときの看病や介護は治療費・労力等飼い主にとってかなりの負担となることがあることを十分理解してもらう。
⑧	動物飼育禁止の住居に住んでいる方は不可。アパートやマンションで飼育可の場合は、その証明書を提出していただく。
⑨	転居の予定があるかどうか。手放す理由に転居が多いことも考慮すること。飼育可のところに転居する予定であれば、転居してから申し込んでもらう。
⑩	主に世話をする人が子どもの場合は不可。高齢者の場合は、家族（同居・別居にかかわらず）のバックアップ体制の有無を考慮する。
⑪	不妊去勢手術をすること。（施術済のこともある）
⑫	ワクチン接種等の健康管理をし、病気・怪我等のときは適切な獣医療を与える
⑬	旅行等で家を空けるときは、その期間の犬・猫の飼育管理の手配をすること。
⑭	適切な飼育にかかる費用（食費・獣医療費等適切な飼育・健康管理にかかる費用）が出せるだけの経済状況かどうか。
⑮	繁殖目的は不可。

⑩⑥	犬では、散歩時間が取れない人は不可。
⑩⑦	犬はできるだけ屋内飼育。(夜は必ず屋内に)
⑩⑧	猫も屋内飼育。
⑩⑨	猫も犬もすでに一頭飼っている人は、相性が合えば、もう一頭まで(2頭になる)は認める。(譲渡希望者の飼育能力による)
⑩⑩	犬の場合、家庭犬としてのしつけをすること。(センターにおけるしつけ教室、あるいは、一般のしつけ教室に参加する。家にしつけのインストラクターに来てもらうなど)
⑩⑪	センターが実施する講習会に参加すること。
⑩⑫	家庭訪問することに対する了承を得る。(報告書提出の場合もある)
⑩⑬	誓約書にサインしそこに書かれていることを遵守する。もし、誓約書に違反していることや、不適切飼育が判明したときには、返還を求めることもある。

※譲渡する犬及びねこについては、あらかじめ各自治体において不妊・去勢の措置を実施しておき、実施を譲渡者に委ねる場合は、獣医師による実施証明書を後日送付することを義務付ける方法もあります。

譲渡前（時）講習会

優良飼い主として地域で手本を示してもらうために必要な知識（法の遵守も含む）・情報等を中心に行います。

講習会の内容には、以下のような項目を含むこと

ア. 適切な飼育管理

- ・ 犬猫の簡単な生物学的知識・生理・生態・習性
- ・ 家庭環境や家族に慣れるまでの世話の仕方・注意点
- ・ 健康チェック（様子をみて）
 - 皮毛の状態
 - 筋肉・脂肪の付き具合
 - 外部・内部寄生虫
 - 目、鼻、耳、肛門等の状態
 - 糞・尿の状態、（吐物）
 - 血液検査・その他
- ・ 予防接種
- ・ フィラリアの予防
- ・ 不妊・去勢手術の必要性
- ・ 登録と狂犬病予防注射
- ・ 個体識別
- ・ 犬・猫にとっての快適環境
- ・ 日常の世話・犬猫の心身の健康
- ・ しつけ
- ・ 近隣への配慮
- ・ 緊急災害時の対策・同行避難 等

イ. 人と動物の共通感染症について

- ・ 狂犬病、エキノコックス症、サルモネラ腸炎、Q熱、トキソプラズマ症、疥癬、皮膚真菌症、ノミ症、パスツレラ症、レプトスピラ症等については小冊子にして配布する。
- ・ 予防策（手洗いの励行等）

ウ. 犬・猫に関する法律・条例

- ・ 狂犬病予防法
- ・ 動物愛護法・家庭動物の飼養基準
- ・ 条例
- ・ その他関連するもの 等

エ. すでに犬や猫を飼っている方への注意

- ・ 受け入れ方

すぐにいっしょにするのではなく、新しく迎えた動物をケージや柵で囲ってから、お見合いさせる。

(センター等に動物を選ぶときに連れて行ってお見合いさせられるところもある。)

等

お見合い(マッチング)

人と動物の双方が幸福になるために、マッチングはかかせないものです。ミスマッチはいずれ不幸な結果を招きます。マッチングに必要な情報は申し込み用紙に書かれた事柄と面接から得られますが、家庭環境や家族候補等、以下のような留意点が考えられます。

- ・ 居住環境（過密地域ではよく鳴く犬は周りへの配慮を考えると不適というように住環境によって、合わないこともある、等）
 - ・ 住居（飼育可集合住宅の中には飼育規則を作っているところもあり、動物の種類・大きさ・頭数等が決められているところがある、等）
 - ・ 家族構成（成人ばかり・小さい子どもがいる・高齢者がいる・女性ばかり・全員勤めに出ている、等）
 - ・ ライフスタイル（基本的に家にいる・子どもがいてにぎやか・静かな生活・旅行が好き・人がよく集まる、等）
 - ・ 飼いたい理由（子どもの情操教育のためと言いつつ子どもが飽きたら、手放す例がある）
 - ・ 年齢（高齢者が世話の中心となる場合は、家族のバックアップ体制が整っていても、子犬よりも穏やかな成犬の方が良い。等）
 - ・ 飼育経験（初めての人には難しい性質の犬もいる。）
 - ・ 飼育環境（動物が普段いる場所、等）
 - ・ 先住動物と相性（先住動物と合う、合わないだけでなく先住動物が高齢の場合、新しく来た動物にかまわれると、ストレスがかかることがある。）
- 等

愛護センター所長様

誓約書

私は下記の動物を譲り受けることとなりました。つきましては、以下の事項を遵守し、模範的な飼い主になることを誓約します。

記

動物

- | | | | |
|------|----|---|----|
| 1、種別 | 犬 | ・ | 猫 |
| 2、性別 | オス | ・ | メス |
| 年齢 | | | |
| 特徴 | | | |
| その他 | | | |

飼い主として守らなければならない事項

- 1、犬・猫の本能・習性・生理を理解し、動物に多大なストレスをかけないようにして家族として愛情を持って終生飼育すること。
- 2、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づいて、動物の心身の健康管理、快適な飼育環境に気をつけて他人に迷惑をかけないよう適正に飼育すること。
- 3、犬・猫は遅くとも生後6ヶ月令には不妊または去勢手術をすること。
- 4、動物が病気になったり、怪我をしたときは、適切な治療を受けさせること。
- 5、犬については、「狂犬病予防法」に基づく「犬の登録」及び「狂犬病予防注射」を受け、「鑑札」及び「狂犬病予防注射済票」を必ず装着すること。また、係留、施設（敷地）内飼育すること。
- 6、譲り受けた動物を使って営利を目的とした行為をおこなったり、他人に譲ったりしないこと。
- 7、動物愛護センター等が実施する講習会等に参加すること。
- 8、動物愛護センターが実施する調査に協力すること。
- 9、やむをえず飼育が困難になった場合には、センターに連絡すること。
- 10、上記の他、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護および管理に関する条例」、また、犬にあっては、「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 12、その他、愛護センターの指示に従うこと。

年 月 日

署名

印

住所

電話

譲渡後調査

譲渡後の調査はできれば家庭訪問（1ヵ月後・6ヶ月後・1年後）が良い。
できない場合は、報告書を提出してもらおう。

以下のような項目に留意して調査する。

- 1、誓約書が守られているかどうか。
- 2、動物の健康状況
- 3、動物の飼育状況（屋内・屋外——その状況、給餌・給水、散歩を含めた動物と過ごす時間、等）
- 4、飼育環境への順応状況
- 5、訪問時の動物の行動状況
- 6、しつけの度合い
- 7、健康管理状況（狂犬病予防注射、混合ワクチン、フィラリア予防、譲渡後かかった病気とその治療・予後、かかりつけの獣医師、等）
- 8、現在困っていること、相談したいこと
等

資料編

